

聴覚・平衡・音声・言語又はそしゃくの機能障害の状態及び所見

[はじめに]

この診断書においては、次の障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、□にレ印を入れ、その障害に関する状態及び所見について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害が重複する場合については、それぞれについて障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（それぞれの障害の合計指数をもって等級決定することはない。）。

- 聴 覚 障 害（「1 「聴覚障害」の状態及び所見」に記載すること。）
- 平 衡 機 能 障 害（「2 「平衡機能障害」の状態及び所見」に記載すること。）
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害（「3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見」に記載すること。）
- そ しゃ く 機 能 障 害（「4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見」に記載すること。）

1 「聴覚障害」の状態及び所見

- (1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル) (4) 聴力検査の結果 (ア又はイのいずれかを記載すること。)

右	dB
左	dB

ア 純音による検査

オージオメータの型式 _____

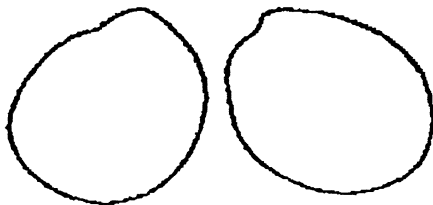
(2) 障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

	500	1000	2000	Hz
0				
10				
20				
30				
40				
50				
60				
70				
80				
90				
100				

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

右	% (dB)
左	% (dB)

- (5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 (2級と診断する場合、記載すること。)

有 ・ 無

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見（「該当する障害」の□にレ印を入れ、ア又はイの該当する□にレ印又は（ ）内に必要事項を記載すること。）

「 該 当 す る 障 害 」 { そしゃく・嚥下機能の障害（「ア そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。）
 咬合異常によるそしゃく機能の障害（「イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害」に記載すること。）

ア そしゃく・嚥下機能の障害

(ア) 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみでは、栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。

その他

()

(イ) 参考となる検査所見

a 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力，不随意運動の有無，反射異常又は病的反射
- ・舌：形状，運動能力，反射異常
- ・軟口蓋：挙上運動，反射異常
- ・声帯：内外転運動，梨状窩の唾液貯留

○ 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し，異常の部位，内容，程度等を詳細に記載すること。）

()

b 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・口腔内^{くう}保持の状態
- ・口腔^{くう}から咽頭への送り込みの状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・食道入口部の開大と流動物 (bolus) の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容 (固形物, 半固形物, 流動食)
- ・誤嚥の程度 (毎回, 2回に1回程度, 数回に1回, ほとんど無し)

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査 ()
- 内視鏡検査 ()
- その他 ()

○ 所見 (上記の枠内の〈参考1〉及び〈参考2〉の観察点から, 嚥下状態について詳細に記載すること。)

()

イ 咬合異常によるそしゃく機能の障害

(ア) 障害の程度

- 著しい咬合障害があり, 歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

()

(イ) 参考となる検査所見 (咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

a 咬合異常の程度 (そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

()

b そしゃく機能 (口唇・口蓋裂では, 上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

()

(2) その他 (今後の見込み等)

()

(3) 障害程度の等級（該当する障害程度の等級の項目の□にレ印を入れること。）

ア 「そしゃく機能の喪失」のうち3級に該当する障害（経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。）

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷，腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの

イ 「そしゃく機能の著しい障害」のうち4級に該当する障害（著しいそしゃく・嚥下機能又は，咬合異常によるそしゃく機能の著しい障害をいう。）

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺，血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷，腫瘍切除等による顎（顎関節を含む。），口腔（舌，口唇，口蓋，頬，そしゃく筋等），咽頭，喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

[記入上の注意]

- 1 聴力障害の認定に当たっては，JIS規格によるオージオメータで測定すること。
dB値は，周波数500，1000，2000Hzにおいて測定した値をそれぞれ a， b， cとした場合，
$$\frac{a + 2b + c}{4}$$
の算式により算定し， a， b， cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は，当該dB値を105dBとして当該算式を計上し，聴力レベルを算定すること。
- 2 語音明瞭度により聴覚障害の認定を行う場合は，検査結果のデータを添付すること。
- 3 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については，歯科医師による診断書・意見書を添付すること。
- 4 小腸機能障害を併せ持つ場合については，必要とされる栄養摂取の方法等が，どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し，該当する障害について認定することが必要である。